

高齢者虐待防止マニュアル

特別養護老人ホームみやもり荘
みやもり荘ユニット館
みやもり荘デイサービスセンター

I 高齢者虐待の定義と種類

高齢者がその人らしく住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができるよう、高齢者虐待の防止と虐待を受けている高齢者の保護のための措置、また高齢者を支える養護者の負担軽減を目的として、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が平成 18 年 4 月 1 日に施行されました。

1 高齢者の定義

高齢者虐待防止法では、高齢者を 65 歳以上の者と定めています。また、擁護者を「高齢者を現に養護するものであって、養介護施設従事者等以外の者」と定めており、具体的には、高齢者の介護や世話をしている家族、同居人等が考えられます。

「高齢者虐待」とは「養護者による高齢者虐待及び、養介護施設従事者等による高齢者虐待」と定めています。「虐待」というと、叩く、蹴るなどの暴力的な行為が思い浮かびますが、虐待にあたる行為はそれだけではありません。

「高齢者虐待防止法」では高齢者への虐待として「身体的虐待」「放棄・放任(ネグレクト)」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の 5 つをあげています。

虐待をする側もされる側も、虐待だと自覚していない場合が多いのが現状です。どのような行為が虐待にあたるのかしっかりし確認しておく必要があります。

- (1) 身体的虐待 高齢者の身体に外傷が生じ、または生ずるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 放棄・放任 高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置
養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待行為と同様の放置等養護を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待 高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待 高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者に対してわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待 養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他の当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待の種類及びその内容

虐待の種類	内容と具体例
身体的虐待	暴力的な行為によって、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部と接触させないようにする行為。 ●叩く、つねる、ける、やけどを負わせる、無理やり食事を口にに入れる。 ●ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に飲ませる。
放棄・放任 (ネグレクト)	意図的であるか結果的であるかにかかわらず、介護や生活の世話を行っている家族が、介護や世話を放棄する行為。 ●長時間の空腹状態、脱水症状、栄養失調の状態にある。 ●おむつを放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置する。
心理的虐待	脅しや屈辱の言葉、威圧的な態度、無視、嫌がらせなど、精神的・情緒的に苦痛を与える行為。 ●排泄などの失敗を嘲笑したり、人前で話したりして恥をかかせる ●怒鳴る、ののしる、悪口を言う、意図的に無視する。
性的虐待	本人との合意がなく、性的な行為を行ったり、強要したりする行為 ●懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ●キス・性器への接触、セックスを強要する。
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人が望む金銭の使用を理由なく制限する行為。 ●本人のお金を必要な額渡さない、使わせない。 ●本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用する。

※ 虐待者や被虐待者の「自覚」は問いません。

上記のような行為を行っている人(虐待者)にその行為が高齢者虐待にあたるという自覚がなかったとしても、その行為の結果として高齢者本人の権利が侵害される状態となっていれば、それは高齢者虐待とみなし支援を行う必要があると言えます。

被虐待者の心理として、自分が不当・不適切に扱いを受けていると感じながらも、親族をかばうなどの気持ちから、第三者に対してはこれを認めない場合があります。また、長年の家族関係の中で、客観的には高齢者虐待にあたるほどの不当・不適切な取り扱いを受けていても、それが日常的であり、あきらめてしまっている場合もあります。更には、上記のような行為を虐待者により受けている人(被虐待者)が、自分が虐待されていると自覚していない場合があります。

被虐待者や虐待者が、虐待の事実を認めない場合や、被虐待者が虐待者から虐待を受けているという自覚がない場合であっても、客観的に見て高齢者の権利が侵害されている状態にある場合には、高齢者虐待にあたるものとして支援を行います。

3 セルフネグレクト(自己放任)

高齢者が認知症やうつなどのために生活に関する能力や意欲が低下し、自分で身の回りのことができない等のために、客観的にみると本人の人権が侵害されている場合があります。

このように、自己の身体的、精神的な健康の維持にとって必要な医療や衣

食住を拒むなど、生命や健康に悪影響を及ぼす状況に自ら追い込むことをセルフネグレクト(自己放任)と言います。

セルフネグレクトは、高齢者虐待防止法における虐待の定義には定められていません。しかし、高齢者の尊厳を守るという観点から、支援を必要としているという「状態」に着手し、虐待の一種としてとらえ、適切な対応を図っていくことが求められます。

II 高齢者虐待に気付いたら

1 市町村への通報

(1) 養護者による高齢者虐待の防止

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を発見したものは、高齢者虐待を受けている高齢者の生命や身体に重大な危険がある場合は、市町村への通報が義務付けられています。これを通報義務と言います。

また、生命または身体的に重大な危険が生じていない場合でも、市町村に通報するよう努めなければならないとされています。これは、本人や家族が虐待ではないと否定した場合や、虐待と言えるだろうかと判断に迷う場合でも、窓口へ相談することが望ましいと解釈されます。これを努力義務と言います。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

養介護施設従事者等(施設職員)が、養介護施設又は養介護事業において、施設職員等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、市町村に通報しなければならないと定められています。

また、養介護施設従事者等(施設職員)以外の者で、施設職員等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに通報しなければならないと定められています。

高齢者の生命または身体に重大な危険が生じていない場合でも、市町村へ通報する努力義務が明記されています。

2 守秘義務

(1) 高齢者虐待対応者における守秘義務

高齢者虐待を発見し、通報しようと思った際に、「通報したことを知られたくない」「通報者が自分だと特定されては困る」など、通報を躊躇する場合もあると思います。

通報や相談を受けた市町村の職員には、通報者や相談者が特定されるよ

うな情報を漏らしてはいけないという守秘義務が定められています。更に、高齢者虐待事例の関係職員にも、同様に守秘義務が課せられています。

また、施設の職員等から自身が勤務している施設で起きた高齢者虐待について、市町村に通報があった場合も同様に、通報者が特定されるような情報を漏らしてはいけないとされています。

(2) 通報と個人情報保護

個人情報保護により「通報していいのだろうか」と通報することをためらう場合があるかもしれません。

しかし、高齢者虐待防止法第7条第3項に、通報義務は守秘義務よりも優先される旨が規定されていますので、安心して通報してください。

個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合で本人の同意を得ることが困難であるときは例外とされ、本人の同意がなくても第三者に情報を提供できるとされています(個人情報保護法第23条)。この規程は、民生委員等の守秘義務が課せられている役職に就く者にも適用されます。

高齢者虐待事例は、当該高齢者の生命や身体、財産の保護が必要であると考えられるため、この例外規定に該当するものと考えられます。

(個人情報保護法第23条)

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

①法令に基づく場合

②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

養介護施設従事者は、通報したことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないことが定められています(第21条第7項)。

また、公益通報者保護法(平成18年4月施行)においては、労働者が事業所内部において法令違反が生じ、または生じている旨を通報した場合の①解雇の無効②その他不利益な取り扱い(降格、減給、訓告、自宅待機命令、退職の強要等)の禁止が定められています。

3 虐待発見時の対応

(1) 虐待若しくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、速やかに組織的な対応をとること。また、行政に通報、相談すること。

(2) 施設、事業所においては、虐待発生時若しくは、疑いのあるケースを発見した場合には速やかに誠意ある対応や説明を行うなど、利用者や家

族に十分に配慮すること。また、プライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことも必要となります。更に、発生要因を十分に調査、分析するとともに、再発防止に向けて組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を具体的に図ることが不可欠となります。

- (3) 地域における虐待事案の場合には、行政への連絡、通報の方法や手順を定め、職員などに周知徹底を図ることが迅速な対応を可能とします。また、生命と身体の安全を第一に考え、行政や相談支援事業者と十分に連携をはかりつつ、発生時の連絡ルート、被害者の緊急的な保護を含めた対応方法について日頃から連絡、調整を行い、あらかじめ定めておくように努めます。

4 虐待発生後の対応

- (1) 虐待発生後、「被害者である利用者」「虐待を行ったもの」双方への視点を持って対応することが必要です。
- (2) 生命と身体の安全を十分に確保した上で落ち着きを取り戻すための支援、もしくは一日も早く安心した生活を取り戻すために必要な取組を行うことが重要です。
- (3) 施設、事業所の職員が虐待を行った場合には、家庭生活上の不安や職場における人間関係等のトラブル、さらには日々の業務に対する過剰感等が虐待に至る要因として考えられます。これらの状況について日常的に把握できるような環境や仕組みを整えるとともに、発生後はその他の職員の状況に改めて配慮する取組を進めます。
- (4) 家族による虐待の場合、その背景には利用者と家族の人間関係や地域社会での家族に孤立感や孤独感、過重な介護に対する負担、経済的な困窮や家族自信が身体的もしくは精神的な支援を必要としているような場合もあります。

養介護施設従事者等（*老人福祉法・介護保険法に定める「養介護施設」「養介護事業」の業務に従事する者）

虐待発見時の対応

